

尾花沢市告示第109号

【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年5月15日

尾花沢市長 結 城 裕

1 業務概要

(1) 業務名称

【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業

(2) 履行場所

山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
尾花沢市役所

(3) 履行期間

①データ移行等	契約締結の日から令和6年3月31日
②システム構築	契約締結の日から令和6年3月31日
③システム保守	稼働から5年間

(4) 業務内容

別紙「【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業仕様書」のとおり

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式とする。

法務省の定めた技術的基準を完全に満たすシステムを供給できる能力を保持しており、かつシステム稼働後の運用サポート体制という観点から、県内において既にシステムを供給している事業者から、質問調査書に対する回答書の提出及びプレゼンテーションを受け、審査及び評価を行い、尾花沢市戸籍システムベンダを特定することとする。

(6) 提案価格

提案上限金額 74,320千円（消費税含む）

2 担当課

尾花沢市市民税務課 市民年金係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

電話：0237-22-1111 FAX：0237-24-0320

電子メール s_nenkin@city.obanazawa.yamagata.jp

3 参加資格要件

本事業の企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 山形県内で戸籍システムの導入実績があること。
- (4) 山形県内又は宮城県内に本社・本店又は支社（支店）・営業所を有すること。
- (5) 尾花沢市暴力団排除措置実施要綱（平成24年11月制定）に定める排除措置対象者でないこと。

4 スケジュール

委託者の選定は、下記のスケジュールで行うものとする。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公募受付開始 | 令和5年5月15日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和5年5月19日（金） |
| (3) 質問回答期限 | 令和5年5月24日（水） |
| (4) プロポーザル参加願等提出期限 | 令和5年5月26日（金） |
| (5) 辞退届提出期限 | 令和5年6月2日（金） |
| (6) プロポーザル関係書類一式提出期限 | 令和5年6月12日（月） |
| (7) プレゼンテーション及び審査 | 令和5年6月15日（木） |
| (8) 結果通知 | 令和5年6月下旬 |

5 プロポーザル参加願等の提出

本事業のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところによりプロポーザル参加願等を提出するものとする。

- (1) 参加願に関するもの
 - ・ 提出書類 ①プロポーザル参加願（様式1）
②事業者概要（様式1-1）
③誓約書（様式2-1）
- (2) 提出期限 令和5年5月26日（火）午後5時
- (3) 提出場所 「2 担当課」のとおり

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。)

6 その他

詳細については、別に定める「【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業公募型プロポーザル実施要領」及び「【債務負担行為】令和5～10年度戸籍システム更新事業仕様書」によるものとする。